

等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を得た者を地方衛生研究所や保健所等において活用等を行うことが重要である。

#### 四 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

#### 五 関係各機関及び関係団体との連携

国及び都道府県知事等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めることが重要である。

#### 六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 国及び都道府県が行う研修への保健所等の職員の参加に係る計画に関する事項
- 2 研修を終了した保健所職員の保健所等における活用に係る計画に関する事項
- 3 人材の養成に係る医師会をはじめとする関係各機関及び団体との連携の方策に関する事項

### 第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関する事項

#### 一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の

施される感染症に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所職員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を得た者を地方衛生研究所や保健所等において活用等を行うことが重要である。

#### 四 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

#### 五 関係各機関及び関係団体との連携

国及び都道府県知事等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めることが重要である。

#### 六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成に関する事項を定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 国及び都道府県が行う研修への保健所等の職員の参加に係る計画に関する事項
- 2 研修を終了した保健所職員の保健所等における活用に係る計画に関する事項
- 3 人材の養成に係る医師会をはじめとする関係各機関及び団体との連携の方策に関する事項

### 第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関する事項

#### 一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の

## 人権の配慮に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権に配慮することが必要である。

## 二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権への配慮に関する方策

- 1 国は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。
- 2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。
- 3 国は一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症等のそれぞれの感染症について、予防のための方策をまとめた総合的な指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

## 三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並

## 人権の配慮に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権に配慮することが必要である。

## 二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権への配慮に関する方策

- 1 国は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。
- 2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。
- 3 国は一類感染症、二類感染症、三類感染症等のそれぞれの感染症について、予防のための方策をまとめた総合的な指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

びに感染症の患者等の人権への配慮のための方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要である。

#### 四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権への配慮のためのその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行つた場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図ることが重要である。

2 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、国及び都道府県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図ることが重要である。

#### 五 関係各機関との連携

国と行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

#### 六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権への配慮のための施策に関する事項について定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項

びに感染症の患者等の人権への配慮のための方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要である。

#### 四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権への配慮のためのその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行つた場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図ることが重要である。

2 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、国及び都道府県は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図ることが重要である。

#### 五 関係各機関との連携

国と行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

#### 六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権への配慮のための施策に関する事項について定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の  
人権の配慮のための都道府県等における関係部局の連携方  
策に関する事項

4 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関  
等の関係各機関との連携方策に関する事項

第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに  
医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相  
互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに  
医療の提供のための施策

- 1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそ  
のまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、当該感染  
症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方  
法等について必要な計画を定め、公表することとする。
- 2 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防  
止するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県  
等に対してこの法律により行われる事務について必要な指示  
を行い、迅速かつ的確な対策が講じられるようすることと  
する。
- 3 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、  
地方公共団体に十分な知見が集積されていない状況で対策が  
必要とされる場合には、国は、関係する地方公共団体に職員  
や専門家を派遣する等の支援を行うものとする。

二 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制

- 1 都道府県知事等は、法第十二条第三項に規定する国への報  
告等を確實に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場  
合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあつて  
は、国との緊密な連携を図ることが重要である。
- 2 検疫所において、一類感染症の患者等を発見した場合には

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等  
の人権の配慮のための都道府県等における関係部局の連携方  
策に関する事項

4 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関  
等の関係各機関との連携方策に関する事項

第十 緊急時における国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の  
連絡体制に関する事項

一 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制

- 1 都道府県知事等は、法第十二条第三項に規定する国への報  
告等を確實に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場  
合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあつて  
は、国との緊密な連携を図ることが重要である。
- 2 検疫所において、一類感染症の患者等を発見した場合には

、当該者等に対し検疫法に規定する措置をとるほか、関係都道府県知事等に幅広く情報提供を行うとともに、当該都道府県知事等と連携し、同行者等の追跡調査その他の必要と認められる措置を行うものとする。

### 3 緊急時における国から都道府県等への連絡については、関

係する都道府県等に対して迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行うこととする。

4 緊急時においては、国は都道府県等に対して感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など都道府県等が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供するとともに、都道府県等は当該地域における患者の発生状況(患者と疑われる者に関する情報を含む。)等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとることが重要である。

## 三 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

1 関係地方公共団体は、緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急性度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行うことが重要である。また、都道府県等から消防機関に対して、感染症に関する情報を適切に連絡することが重要である。

2 都道府県等から関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供することとともに、都道府県知事と保健所を設置する市及び特別区との緊急時における連絡体制を整備しておくことが重要である。

3 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であつて緊急を要するときは、都道府県は、都道府県内の統一的な対応方針を提示する等の、市町村間の連絡調整を行う等の指導的役割を果たす必要がある。

4 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合には、関係ある場合には、関係する都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努めるべきである。

、当該者等に対し検疫法に規定する措置をとるほか、関係都道府県知事等に幅広く情報提供を行うとともに、当該都道府県知事等と連携し、同行者等の追跡調査その他の必要と認められる措置を行うものとする。

## 二 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

1 関係地方公共団体は、緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急性度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行うことが重要である。また、都道府県等から消防機関に対して、感染症に関する情報を適切に連絡することが重要である。

2 都道府県等から関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供することとともに、都道府県知事と保健所を設置する市及び特別区との緊急時における連絡体制を整備しておくことが重要である。

3 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であつて緊急を要するときは、都道府県は、都道府県内の統一的な対応方針を提示する等の、市町村間の連絡調整を行う等の指導的役割を果たす必要がある。

4 複数の都道府県にわたり感染症が発生した場合には、関係ある場合には、関係する都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努めるべきである。

ある。

#### 四 国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制

国及び地方公共団体は、それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図ることが重要である。

#### 五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から四までの事項を踏まえることが望ましい。

### 第十一 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

#### 一 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、都道府県等にあつては、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるよう努めることが重要である。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることは重要であり、実際に取つたこれらの措置等に関する情報について、その都道府県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。

また、都道府県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していくことが重要である。

#### 二 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下す

#### 三 国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制

国及び地方公共団体は、それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図ることが重要である。

#### 四 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から三までの事項を踏まえることが望ましい。

### 第十一 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

#### 一 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、都道府県等にあつては、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるよう努めることが重要である。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることは重要であり、実際に取つたこれらの措置等に関する情報について、その都道府県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。

また、都道府県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していくことが重要である。

#### 二 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下す

る等の悪条件下に行われるものであるため、都道府県知事等は迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努めることが重要である。その際、各都道府県等においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施することが重要である。

### 三 検疫所の機能強化

感染症対策における検疫の重要性にかんがみ、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。

#### 四 動物由来感染症対策

1 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置については、厚生労働省及び農林水産省は連携して、感染症の発生状況等を考慮して、輸入禁止地域（法第五十四条第一号に規定する地域をいう。）を設定するとともに、輸入が可能な地域から持ち込まれるものであつても法第五十五条が規定するところにより安全性が確保されるための一定の条件に適合するものについてのみ輸入を認める。

2 国及び都道府県知事等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第十三条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図つて、国民への情報提供を進めることが重要である。

3 国及び都道府県知事等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していくことが重要である。

4 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連

る等の悪条件下に行われるものであるため、都道府県知事等は迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努めることが重要である。その際、各都道府県等においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施することが重要である。

### 三 検疫所の機能強化

今回の検疫法の改正を踏まえ、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。

#### 四 動物対策

1 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置については、厚生労働省及び農林水産省は連携して、感染症の発生状況等を考慮して、輸入禁止地域（法第五十四条第一号に規定する地域をいう。）を設定するとともに、輸入が可能な地域から持ち込まれるものであつても法第五十五条が規定するところにより安全性が確保されるための一定の条件に適合するものについてのみ輸入を認める。

2 国及び都道府県知事等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第十三条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関及び関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図つて、国民への情報提供を進めることが重要である。

3 国及び都道府県知事等は、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、これに必要な体制について構築していくことが重要である。

携等が必要であることから、都道府県等の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じていくことが重要である。

## 五 国際保健規則への対応

国際保健規則（世界保健機関において千九百六十九年に採択された国際保健規則をいう。以下同じ。）は、世界の交通に対する阻害は最小限に抑えつつ、対象疾患について必要な措置を講ずることにより疾病の国際的伝播を防止することを目的として定めているものである。我が国も、国際社会の一員として、国際保健規則の趣旨に沿った対策のための体制を構築し、地球規模の対策に積極的に参加することが重要である。さらに、国際保健規則において新たな基準等が定められた場合は、必要に応じて、その基準等と国内の体制との整合を図るため、速やかに所要の措置を講ずることとする。

## 六 世界保健機関の拡大予防接種計画等への協力

1 我が国としては、国内の急性灰白髄炎の発生動向調査を強化するとともに、未だに急性灰白髄炎が発生している地域に対して積極的に協力をを行い、急性灰白髄炎の根絶を推進する。また、麻疹しんその他の対象疾患についても、世界保健機関と連携を図り、必要な施策を推進することが重要である。

2 国はマラリアをはじめとする寄生虫対策について、世界保健機関等と連携しながら、国際的な取組を積極的に行なうことが重要である。

3 国は政府開発援助による二国間協力事業により、途上国の感染症対策のための人材の養成や研究の推進を図るとともに、これらの国との研究協力関係の構築や情報の共有に努めることが重要である。

## 七 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所等の窓口に我が国の感染症対策を外国語

## 五 国際保健規則への対応

国際保健規則（世界保健機関において千九百六十九年に採択された国際保健規則をいう。以下同じ。）は、世界の交通に対する阻害は最小限に抑えつつ、対象疾患について必要な措置を講ずることにより疾病の国際的伝播を防止することを目的として定めているものである。我が国も、国際社会の一員として、国際保健規則の趣旨に沿った対策のための体制を構築し、地球規模の対策に積極的に参加することが重要である。さらに、国際保健規則において新たな基準等が定められた場合は、必要に応じて、その基準等と国内の体制との整合を図るため、速やかに所要の措置を講ずることとする。

## 六 世界保健機関の拡大予防接種計画等への協力

1 我が国としては、国内の急性灰白髄炎の発生動向調査を強化するとともに、未だに急性灰白髄炎が発生している地域に対して積極的に協力をを行い、急性灰白髄炎の根絶を推進する。また、麻疹しんその他の対象疾患についても、世界保健機関と連携を図り、必要な施策を推進することが重要である。

2 国はマラリアをはじめとする寄生虫対策について、世界保健機関等と連携しながら、国際的な取組を積極的に行なうことが重要である。

3 国は政府開発援助による二国間協力事業により、途上国の感染症対策のための人材の養成や研究の推進を図ることが重要である。

## 七 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所等の窓口に我が国の感染症対策を外国語

で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うことが重要である。

で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うことが重要である。